

市税条例の改正の概要
(令和2年11月25日条例第19号)

1 条例改正の趣旨

- (1) 市民税の法人税割の超過課税（税率を標準税率6.0％から8.2％とする特例措置（現行））は、昭和51年以降、5年ごとに延長してきたものですが、令和3年3月31日に適用期限が到来します。

そこで、引き続き産業の振興及び社会基盤の整備に要する費用に充てるため、超過課税の適用期限を延長します。

- (2) 次のとおり個人の市民税の減免の基準を改定します。

ア 国の税制改正に伴い、給与所得控除等を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる措置が令和3年度から講じられることを踏まえ、総所得金額等の合計額を要件とする個人の市民税の減免措置について、その所得要件を10万円引き上げます。

イ 国の税制改正に伴い、寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、令和3年度から寡婦及びひとり親が対象とされることを踏まえ、寡婦及び寡夫に対する個人の市民税の減免措置について、その対象を見直し、ひとり親を加えます。

ウ 上記ア、イの見直しと併せて、適正かつ公平な市税制度の確立及びこれに伴う市税収入の確保のため、個人の市民税の減免措置について制度創設時からの社会情勢の変化を踏まえ、見直しを検討し、所得割の納税義務がない方及び総所得金額等の合計額が50万円※以下の方に対する個人の市民税の減免措置を廃止します。

※ 扶養親族等の数により加算あり

2 条例改正の概要

- (1) 市民税の法人税割の超過課税の延長

市民税の法人税割の超過課税（税率を標準税率6.0％から8.2％とする特例措置（現行））について、その適用期限を5年延長（延長後の適用期限は、令和8年3月31日）することとする。（附則第4条の2関係）

なお、上記の特例措置の通称を「京都企業みやこの基盤づくり税」とし、超過課税による税収が社会基盤整備等に活用されていることを市民に広く周知していくこととする。

(参考) 法人等の区分に応じた適用税率

法人等の区分	税率
資本金等の額が3億円を超える法人	8.2%
資本金等の額が3億円以下の法人等で、法人税額が年1,600万円を超えるもの	
保険業法に規定する相互会社	
資本金等の額が3億円以下の法人等で、法人税額が年1,600万円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）	6.0%
中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人	

(2) 個人の市民税の減免の基準の改定

ア 所得要件の引上げ

平成30年度税制改正に伴い、令和3年度から給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる措置が講じられることから、総所得金額等の合計額を要件とする個人の市民税の減免措置について、令和3年度からその所得要件を10万円引き上げることとする。（第35条関係）

(参考) 改正の概要

対象	減免割合	所得要件
少額所得の方	均等割 5 割 所得割 3 割	総所得金額等の合計額 ≤ <u>40 万円（改正後：50 万円）</u> + 扶養親族等の数 × 30 万円※ ※扶養親族等が 1 人以上のとき、1 人目のみ 5 万円加算して 35 万円
失業中の方	全部	総所得金額等の合計額 ≤ <u>100 万円（改正後：110 万円）</u> + 扶養親族等の数 × 30 万円
	5 割	総所得金額等の合計額 ≤ <u>150 万円（改正後：160 万円）</u> + 扶養親族等の数 × 30 万円
障害のある方， 寡婦，寡夫，被 爆された方	5 割	総所得金額等の合計額 ≤ <u>135 万円（改正後：145 万円）</u> + 扶養親族等の数 × 30 万円

イ 減免対象の追加

令和2年度税制改正に伴い、寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、令和3年度から寡婦及びひとり親が対象とされることから、寡婦及び寡夫に対する個人の市民税の減免措置について、令和3年度からその対象を見直し、ひとり親※を加えることとする。（第35条関係）

※ 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、以下の要件を満たすもの

- ① 生計を一にする子を有すること
- ② 前年の合計所得金額が 500 万円以下であること
- ③ 事実婚状態でないこと

(参考) 改正の概要

	現行	改正後
減免の対象範囲	寡婦， <u>寡夫</u>	寡婦， <u>ひとり親</u>

ウ 減免措置の見直し

個人市民税の所得割の納税義務のない方に対する均等割減免制度（以下「均等割減免」という。）及び総所得金額等の合計額が50万円*以下の少額所得の方に対する減免制度（以下「少額所得者減免」という。）について、令和6年度から廃止することとする。（第35条関係）

※ 扶養親族等の数により加算あり

（参考）減免措置の見直しの概要

1 制度概要

対象	減免割合	所得要件
均等割減免	全部	所得割の納税義務がない方（配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除又は住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合には所得割の納税義務がある方を除く。）
少額所得者減免	均等割5割 所得割3割	総所得金額等の合計額 $\leq$ 40万円（上記アの改正後：50万円）＋扶養親族等の数 $\times$ 30万円* ※扶養親族等が1人以上のとき、1人目のみ5万円加算して35万円

注 市民税が減免されると、法律上、府民税も同じ割合で減免される。

2 適用実績（令和元年度）

対象	人数	市税減免額
均等割減免	41,990人	146,965千円
少額所得者減免	7,280人	16,651千円

3 廃止する理由

(1) 均等割減免

均等割減免について、次の理由により廃止する。

- ・ 地方税法においては、個人市民税の均等割が非課税となる所得水準を所得割が非課税となる所得水準よりも低くなるよう設定されている。これは、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという個人市民税の性格を踏まえたものである。しかしながら、均等割減免は、負担分任という市民税の性格や、所得割が課されない場合でも均等割は極力課税すべきとする地方税法の要請にそぐわない特異な制度となっている。
- ・ 昭和51年に地方税法において非課税制度が創設されたほか、累次にわたる所得割の課税最低限の引上げ等に伴い、この減免措置により、市民税を課税されない者が相当数にのぼり増加傾向にある。
- ・ この減免措置は、他の政令指定都市においても設けられていない。

(2) 少額所得者減免

少額所得者減免について、次の理由により廃止する。

- ・ 昭和26年の制度創設当初は、生活困窮者救済措置としての意義を有していたが、昭和51年に地方税法において非課税制度が創設されたことにより、その意義が薄れている。
- ・ 当該軽減措置を廃止した場合の影響額は1人当たり年間で最大（給与のみ・単身者、

給与収入 105 万円の場合) 4,300 円 (市・府民税均等割・所得割合計) と少額である。

(【最大】廃止前：5,800 円⇒廃止後：10,100 円, 【平均】2,289 円増額)

※ 同一生計配偶者や扶養親族を有する場合は、本人に繰越控除又は譲渡所得に係る特別控除がある場合を除き、地方税法上の非課税に該当することとなるため、少額所得者減免が適用されるのは、基本的に単身者となっている。

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 上記 2(1)

公布の日

(2) 上記 2(2)ア及びイ

令和 3 年 1 月 1 日

(3) 上記 2(2)ウ及び上記 2(3)

令和 6 年 1 月 1 日